

令和 8 年和泉市議会第 3 回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件 名	摘 要
議案第 6 4 号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第 6 5 号	和泉市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 5
議案第 6 9 号	和泉市景観条例の一部を改正する条例制定について	P. 8
議案第 7 0 号	和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 11
議案第 7 1 号	和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 14
議案第 7 2 号	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について	P. 17
議案第 7 3 号	和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 30
議案第 7 4 号	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 36

頁数には、表紙・目次を含みます

議案第 64 号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の改正に準じ、宿泊費基準額の改定を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員旅費条例（昭和 3 1 年和泉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（宿泊費及び包括宿泊費） 第 1 2 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1 夜につき <u>2 1, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内で地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 2 略 （転居費） 第 1 3 条 略 2 転居費の額は、転居の実態を勘案して、次に掲げる方法により算定した額<u>の合計額</u>とする。 （1）、（2）略 3、4 略	（宿泊費及び包括宿泊費） 第 1 2 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1 夜につき <u>1 9, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内で地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 2 略 （転居費） 第 1 3 条 略 2 転居費の額は、転居の実態を勘案して、次に掲げる方法により算定した額とする。 （1）、（2）略 3、4 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和泉市職員旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 65 号

和泉市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、財政状況の公表回数等について見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市財政状況の公表に関する条例（昭和 31 年和泉市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
第 2 条 「財政状況」の公表は、毎年 12 月にこれを行うものとする。	第 2 条 「財政状況」の公表は、毎年 <u>6 月及び</u> 12 月にこれを行うものとする。
2 略	2 略
第 3 条 前条第 1 項の規定により公表する「財政状況」においては、 <u>4 月 1 日から 9 月 30 日</u> までの期間における次に掲げる事項を掲載するものとする。	第 3 条 前条第 1 項の規定により <u>6 月に</u> 公表する「財政状況」においては、 <u>前年度 10 月 1 日から同年度 3 月 31 日</u> までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び市長の財政方針を <u>明らかに</u> するものとする。
(1) ～ (4) 略	(1) ～ (4) 略
	<u>2 前条第 1 項の規定により 12 月に公表する「財政状況」においては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の収支の状況を明らかにするものとする。</u>
<u>2</u> 略	<u>3</u> 略

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 69 号

和泉市景観条例の一部を改正する条例制定について

和泉市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行により、景観法（平成16年法律第110号）の一部が改正されることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市景観条例の一部を改正する条例（案）

和泉市景観条例（令和５年和泉市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（行為の届出等） 第１２条 略 ２ 略 ３ 前条に規定する行為に係る法第１６条第２項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第１項の規定による届出に係る行為が<u>同条第８項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 ４、５ 略 （適用除外） 第１４条 法第１６条第８項第１２号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）～（６）略 附 則 １～４ 略	（行為の届出等） 第１２条 略 ２ 略 ３ 前条に規定する行為に係る法第１６条第２項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第１項の規定による届出に係る行為が<u>同条第７項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 ４、５ 略 （適用除外） 第１４条 法第１６条第７項第１１号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）～（６）略 附 則 １～４ 略

新	旧
5 移行期間は、第14条に規定する法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、府条例第12条に規定する行為とする。 6～8 略	5 移行期間は、第14条に規定する法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、府条例第12条に規定する行為とする。 6～8 略

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

議案第 70 号

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部改正に伴い、上下水道事業に係る業務の状況の公表回数等を見直すほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例（昭和41年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。

第2条 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（業務状況の説明書類の提出） 第9条 管理者は、上下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を	（業務状況の説明書類の提出） 第9条 管理者は、上下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を

新	旧
説明する書類を11月30日までに市長に提出しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) ～ (3) 略 3 略	説明する書類を11月30日までに、<u>10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに、</u>市長に提出しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに<u>11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同月の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに</u>しなければならない。 (1) ～ (3) 略 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 71 号

和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部改正に伴い、病院事業に係る業務の状況の公表回数等を見直すほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 和泉市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

第2条 和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（業務状況説明書類の作成） 第7条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに作成しなければならない。	（業務状況説明書類の作成） 第7条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、<u>10月1日から3月31日までの</u>

新	旧
2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) ～ (3) 略 3 略	<u>業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。</u> 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、<u>11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u> (1) ～ (3) 略 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 72 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」</u>	（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

新	旧
という。)にあつては、<u>第1号及び第2号に掲げる事項</u>)に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)、(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)、(2) 略	(1)、(2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)、(2) 略

新	旧
(運営規程) 第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)</u> (7)～(11) 略 (小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。 (職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)、(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略	(運営規程) 第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11) 略 (小規模保育事業の区分) 第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。 (職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)、(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略

新	旧
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「<u>看護師等</u>」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「<u>特定理学療法士等</u>」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

新	旧
<u>該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (職員) 第31条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (利用定員)	(職員) 第31条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (利用定員)

新	旧
第35条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	第35条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

新	旧
(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</u> 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭	(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</u> (準用) 第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭

新	旧
的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。))と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。))」と読み替えるものとする。 附 則 1～3 略 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないこ	的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。))と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。))」と、<u>同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u> 附 則 1～3 略 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

新	旧
とができる。 5～6 略 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8～9 略 10 前2項の規定を適用するときは、保育士(第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2項の規定の適用がない<u>もの</u>とした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される<u>保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。	5～6 略 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 8～9 略 10 前2項の規定を適用するときは、保育士(<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、</u>第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、<u>保育士の数</u>(前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される<u>ものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。

第2条 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、<u>法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	第13条 削除

(和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年和泉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
附 則 1 略 (経過措置) 2 <u>令和10年3月31日までの間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、改正後の和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 <u>当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、改正後の和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則 1 略 (経過措置) 2 <u>当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月25日から施行する。
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、施行日の前日とする。

議案第 73 号

和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

第1条 和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年和泉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（<u>乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件</u>） 第9条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 （<u>乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等</u>） 第10条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 略 （<u>虐待等の禁止</u>） 第13条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心	（<u>乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件</u>） 第9条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 （<u>乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等</u>） 第10条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 略 （<u>虐待等の防止</u>） 第13条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心

新	旧
身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ～ (5) 略 (6) 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに<u>その他の利用</u>に当たっての留意事項 (8) ～ (11) 略 (秘密保持等) 第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 略 (乳児等通園支援事業の区分) 第20条 略 2 略 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する	身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ～ (5) 略 (6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u> (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8) ～ (11) 略 (秘密保持等) 第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 略 (乳児等通園支援事業の区分) 第20条 略 2 略 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

新	旧
法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 （準用） 第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 （電磁的記録） 第27条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の</u>職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、	法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 （準用） 第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u> （電磁的記録） 第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人

新	旧
複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第2条 和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(虐待等の禁止) 第13条 略 <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた</u>	(虐待等の禁止) 第13条 略

新	旧
<u>場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第 74 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
目次 第1章・第2章 略 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節・第2節 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条―第52条) 第4章 略 附則 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲	目次 第1章・第2章 略 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節・第2節 略 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章 略 附則 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲

新	旧
げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4、5 略 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 略	げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4、5 略 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 略

新	旧
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条 略 2、3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）、（2）略 （3）食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条 略 2、3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）、（2）略 （3）食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未

新	旧
満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども</u> 77, 101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円 (子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77, 101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円 (子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

新	旧
(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 略 (4)、(5) 略 5、6 略 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 略 (4)、(5) 略 5、6 略 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

新	旧
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定こども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しな	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合

新	旧
なければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>認定こども園又は幼稚園</u>」とあるのは「<u>特別利用教育を提供している施設</u>」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「教育	には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用</u>

新	旧
認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 （利用定員） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）<u>第27条</u>に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令<u>第27条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令<u>第27条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。</u>）は、<u>次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳</u>	教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 （利用定員） 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）<u>第28条</u>に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令<u>第31条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令<u>第33条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 特定地域型保育事業者は、<u>特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事</u>

新	旧
に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限	業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u>

新	旧
<u>る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 略 2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（<u>第43条第1項を除く。</u>）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）</u>は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 略 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

新	旧
<u>場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 4 <u>前2項</u>に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、<u>前2項</u>に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	3 <u>前項</u>に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、<u>同項</u>に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

新	旧
(心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。	(心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

新	旧
(2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。) により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。) の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。) を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6 略 7 前項(第2号に係る部分に限る。) の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。) 又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。	(2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。<u>以下この号及び第6項第1号において同じ。</u>) を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6 略 7 前項(第2号に係る部分に限る。) の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。) 又は<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならな</u>

新	旧
(1)、(2) 略 <u>8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>9～12</u> 略 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 略 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項<u>及び第3項</u>に規定する選考の方法を含む。)	い。 (1)、(2) 略 <u>8～11</u> 略 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 略 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。)

新	旧
(8) ～ (11) 略 (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) ～ (5) 略 (準用) 第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除	(8) ～ (11) 略 (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) ～ (5) 略 (準用) 第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除

新	旧
く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。</u>）について」と、第14条第1項中「<u>施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において</u>」と、「施設型給付費の」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「<u>特定地域型保育を提供したことを証する書類</u>」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第25条中「各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）」とあるのは「<u>各号</u>」と読み替えるものとする。 （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。</u>）が教育認定子どもに対し特別	く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（<u>満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。</u>）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、同条第1項中「<u>施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において</u>」と、「施設型給付費の」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「<u>特定地域型保育を提供したことを証する書類</u>」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と読み替えるものとする。 （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利

新	旧
利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>第52条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項及び第52条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（<u>第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>第52条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この	用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>次条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>次条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第

新	旧
場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準	3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「前2

新	旧
により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 <u>第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> <u>2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> <u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで</u>	項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

新	旧
及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」	

新	旧
<u>とあるのは「前3項」とする。</u> (特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)</u>の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43	(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>(<u>前条第1項</u>の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43

新	旧
条第1項中「教育・保育給付認定保護者<u>（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の施行の日の前日とする。